

## イランを原産地又は船積地域とする貨物の二号承認制への追加について

### 輸入注意事項19第1号 (19.2.16)

平成19年2月16日付け経済産業省告示第30号(輸入公表の一部を改正する告示)により、輸入公表の二の表の第1のイランの項に掲げる貨物については、平成19年2月17日以降二号承認を受けるべき貨物となりました。

このため、平成19年2月16日以前に船積みされた場合を除き、国連安保理決議第1737号に基づき輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いませんので注意してください。